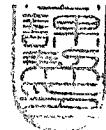


海上保安庁交通部長より「船舶交通がふくそうする海域での海難防止について」注意喚起通達の件

このたび、海上保安庁交通部長より去る6月20日発生しました明石海峡航路西口付近海域におけるフェリーと漁船との衝突海難事故に伴い安全運航のための基本的事項の遵守方について別紙の通り注意喚起方の通達がありましたのでお知らせします。

以上

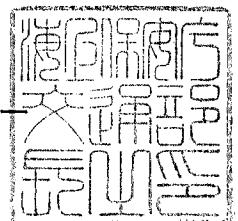
平成20年6月24日  
全国海運組合連合会



保交安第13号  
平成20年6月20日

日本内航海運組合総連合会 会長 上野 孝 殿

海上保安庁交通部長 米岡 修一



船舶交通がふくそうする海域での海難防止について

本日、明石海峡航路西口付近海域において、フェリーと漁船が衝突する海難が発生しました。

本件の海難原因については、現在調査中ではありますが、過去の明石海峡航路及びその周辺海域の海難は、その原因のほとんどが見張り不十分等の基本的な事項の遵守を怠ったことにより発生している状況にあります。

海上保安庁では、海難防止講習会や訪船指導等あらゆる機会をとらえて、海事関係法令の遵守、安全運航の励行等の指導・啓発活動に力を注いでいるところであり、特に7月には官民一体となった全国海難防止強調運動を展開して、海難防止思想の普及及び高揚を図ることとしています。

各位におかれましても、今般の衝突海難の発生に鑑み、安全運航のための基本的な事項の遵守について、改めて、貴傘下の関係船舶及び関係者への指導徹底をお願いします。

